

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年12月20日(2018.12.20)

【公表番号】特表2018-505183(P2018-505183A)

【公表日】平成30年2月22日(2018.2.22)

【年通号数】公開・登録公報2018-007

【出願番号】特願2017-540652(P2017-540652)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/4965 (2006.01)

C 1 2 Q 1/68 (2018.01)

A 6 1 P 31/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/4965

C 1 2 Q 1/68 A

A 6 1 P 31/14

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月7日(2018.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ファビピラビルを含む、エボラウイルス疾患を処置する方法に使用するための医薬組成物。

【請求項2】

エボラウイルスが、アイボリーコーストエボラウイルス(I C E B O V)、ザイールエボラウイルス(Z E B O V若しくはE B O V)、スーダンエボラウイルス(S E B O V)、又はエボラウイルスの新しい株若しくは種である、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

エボラウイルス疾患を処置する方法が、i)対象から得られた試料中のウイルス量を決定するステップ、ii)ステップi)で決定されたウイルス量を、所定の参照値と比較するステップ、及びiii)ステップi)で決定されたウイルス量が所定の参照値よりも低い場合、対象にファビピラビルの治療有効量を投与するステップを含む、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項4】

試料が血液試料である、請求項3記載の医薬組成物。

【請求項5】

ウイルス量がR T - P C Rにより決定される、請求項3又は4記載の医薬組成物。